



限度額認定証の申請について



■マイナ保険証を持っている人

申請は不要です。医療機関でマイナ保険証を提示し「限度額情報の提供」に同意すると、医療機関窓口での限度額を超える支払いが免除されます（申請により紙での交付も可能です）。

※国保税の未納がある世帯はマイナ保険証で限度額区分が確認できない場合があります

■マイナ保険証を持っていない人

申請により交付されます。

※国保税の未納がある世帯は認定証が交付できない場合があります

住民税非課税世帯の人で申請月以前1年間に90日を超える長期入院をされていて、食事療養費が減額になる場合はマイナ保険証の有無にかかわらず申請が必要です。

■申請に必要なもの

○受診者の「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」

○受診者・世帯主のマイナンバーがわかるもの

○申請者の顔写真付き身分証明書（運転免許証やマイナンバーカードなど）

※8月3日(月)と4日(火)に申請される場合

口座振替の人や納付書で直前に納入した人は、記帳をした口座振替の通帳や領収書をご持参ください

◆限度額認定証とは？

入院、外来診療、診療に伴う調剤費などで医療費が高額になる場合、認定証を医療機関窓口提示すれば当該医療機関窓口での1か月の支払額が自己負担限度額までとなります。

※病衣、差額ベッド代などの保険診療外費用は含まれません

◆受診時に認定証がない場合は？

高額療養費で払い戻しが受けられます。医療機関で、限度額以上の医療費負担をした場合、診療月から約2か月後以降、該当世帯に高額療養費の案内を郵送します



問い合わせ

市民課 保険年金係 ☎0952-75-2159

公民館の特定健診で「空腹時インスリン検査」が無料追加！

「空腹時インスリン検査」とは？

血液中のインスリン濃度を測定する検査です。インスリンは血糖値を下げる大切なホルモンです。この検査により、膵臓のインスリン分泌能力（インスリンを出す力）や、インスリン抵抗性（インスリンの効きにくさ）が分かり、糖尿病などのリスクを早期に把握することができます。

インスリン抵抗性が高い状態は、メタボリックシンドローム（メタボ）とも深く関わっており、放置すると生活習慣病のリスクが高まります。現在、多久市では県内と比較してメタボに該

当する人が多い傾向にあります。ご自身の健康を守るため、ぜひこの機会に新しく加わった「空腹時インスリン検査」を活用して、今の健康状態をチェックしてみませんか？

8月30日(日)、31日(月)の北多久公民館での特定健診予約受付中です。



◀予約フォーム

問い合わせ

健康増進課 健康増進係 ☎0952-75-3355